

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案 新旧対照表

変更後	現 行																				
<table border="1" data-bbox="770 236 1070 411"> <tr><td>策定年月</td><td>平成18年8月</td></tr> <tr><td>変更年月</td><td>平成21年7月</td></tr> <tr><td>変更年月</td><td>平成22年6月</td></tr> <tr><td>変更年月</td><td>平成26年9月</td></tr> <tr><td>変更年月</td><td>令和3年 月</td></tr> </table> <p data-bbox="159 459 600 483">農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想</p> <p data-bbox="159 528 293 587"><u>令和3年 月</u> 新潟市</p>	策定年月	平成18年8月	変更年月	平成21年7月	変更年月	平成22年6月	変更年月	平成26年9月	変更年月	令和3年 月	<table border="1" data-bbox="1760 236 2060 411"> <tr><td>策定年月</td><td>平成18年8月</td></tr> <tr><td>変更年月</td><td>平成21年7月</td></tr> <tr><td>変更年月</td><td>平成22年6月</td></tr> <tr><td>変更年月</td><td>平成26年9月</td></tr> <tr><td>変更年月</td><td>(追加)</td></tr> </table> <p data-bbox="1151 459 1592 483">農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想</p> <p data-bbox="1151 528 1285 587"><u>平成26年9月</u> 新潟市</p>	策定年月	平成18年8月	変更年月	平成21年7月	変更年月	平成22年6月	変更年月	平成26年9月	変更年月	(追加)
策定年月	平成18年8月																				
変更年月	平成21年7月																				
変更年月	平成22年6月																				
変更年月	平成26年9月																				
変更年月	令和3年 月																				
策定年月	平成18年8月																				
変更年月	平成21年7月																				
変更年月	平成22年6月																				
変更年月	平成26年9月																				
変更年月	(追加)																				
<p data-bbox="600 667 658 691">目 次</p> <p data-bbox="141 735 562 759">第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p data-bbox="141 804 1115 930">第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 個別経営体 組織経営体</p> <p data-bbox="141 975 1115 1034">第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</p> <p data-bbox="141 1078 1115 1204">第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し 2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン</p> <p data-bbox="141 1249 1115 1441">第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 1 利用権設定等促進事業に関する事項 (削除) <u>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u> (削除)</p>	<p data-bbox="1585 667 1644 691">目 次</p> <p data-bbox="1133 735 1552 759">第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p data-bbox="1133 804 2107 930">第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 個別経営体 組織経営体</p> <p data-bbox="1133 975 2107 1034">第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</p> <p data-bbox="1133 1078 2107 1204">第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し 2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン</p> <p data-bbox="1133 1249 2107 1441">第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 1 利用権設定等促進事業に関する事項 <u>2 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事項</u> <u>3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u> <u>4 農業協同組合が行う農作業のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事</u></p>																				

- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(削除)

## 第5 その他

### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 新・新潟市は、平成17年に新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、巻町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村が合併し現在に至る。  
本市は、新潟県の中央に広がる新潟平野に位置し、農地はその多くが平坦な低湿地に広がっている。農業生産では米を中心に、野菜や果物、花き花木、畜産等、多種多様な農産物が生産されている。
- 2 新潟市の農業構造は、令和2年の農家戸数では9,675戸、農家率は約2.8%となっている。5年前に比べると農家戸数は1,578戸減少し、農家率は0.6%減少した。また、個人経営体の基幹的農業就業者10,379人のうち65才以上の高齢者は7,042人で、67.8%を占めている。5年前に比べ8.5%増加しており、高齢化が進んでいる。  
一方、砂丘地においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されず、一部遊休化した農地が存在する。これらを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。
- 3 新潟市は、このような地域の農業構造の現状、及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。  
具体的な経営の指標は、新潟市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり400万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり原則1,800時間～2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。
- 4 新潟市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨

## 項

- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

- 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
- 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

## 第6 その他

### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 新・新潟市は、平成17年に新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、巻町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村が合併し現在に至る。  
本市は、新潟県の中央に広がる新潟平野に位置し、農地はその多くが平坦な低湿地に広がっている。農業生産では米を中心に、野菜や果物、花き花木、畜産等、多種多様な農産物が生産されている。
- 2 新潟市の農業構造は、平成22年の農家戸数では12,690戸、農家率は約4.1%となっている。5年前に比べると農家戸数は1,162戸減少し、農家率も0.6%減少した。農家戸数に占める専業農家は、14.0%で兼業農家が62.3%を占めている。また、農業就業人口のうち65才以上の高齢者が占める割合は53.9%で高齢化が進んでいる。  
一方、砂丘地においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されず、一部遊休化した農地が存在する。これらを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。
- 3 新潟市は、このような地域の農業構造の現状、及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。  
具体的な経営の指標は、新潟市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり400万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり原則1,800時間～2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。
- 4 新潟市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨

として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を総合的に実施する。

まず、新潟市は、新潟市農業協同組合、新津さつき農業協同組合、新潟みらい農業協同組合、越後中央農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、北区農業委員会、中央農業委員会、秋葉区農業委員会、南区農業委員会、西区農業委員会、西蒲区農業委員会（以下「農業委員会」という。）、新潟北土地改良区、亀田郷土地改良区、新津郷土地改良区、白根郷土地改良区、西蒲原土地改良区（以下「土地改良区」という。）、新潟県農業共済組合、農業普及指導センター、公益社団法人新潟市南区農業振興公社が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、新潟市北区農業再生協議会、新潟市東区・中央区農業再生協議会、新潟市江南区農業再生協議会、新潟市秋葉区農業再生協議会、新潟市南区農業再生協議会、新潟市西区農業再生協議会、西蒲区農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため人・農地プランによる話し合い等を促進する。

さらに、望ましい経営体を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業将来方向について選択判断を行うこと等により、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員等による掘り起こし活動を強化し、担い手への農地集積を促進するとともに、利用権設定と併せて農作業受委託を促進する。

また、人・農地プランにより地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積及び農地の団地化を進め、効率的な土地利用を図ることとし、これらの活動については、農業委員会や農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携・調整を図りつつ実施する。

特に、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図る等、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、人・農地プランによる地域での話し合いと合意形成を促進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう地域の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成、及び農用地の利用集積の方向性を具体的に示すこととする。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要なものであると同時に、農地所有適格法人等への経営発展母体としても期待される。そのため、オペレーターの育成、受委託の促進等により、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態

として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を総合的に実施する。

まず、新潟市は、豊栄農業協同組合、新潟市農業協同組合、新津さつき農業協同組合、新潟みらい農業協同組合、越後中央農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、北区農業委員会、中央農業委員会、秋葉区農業委員会、南区農業委員会、西区農業委員会、西蒲区農業委員会（以下「農業委員会」という。）、豊栄土地改良区、葛塚土地改良区、木崎濁川土地改良区、亀田郷土地改良区、新津郷土地改良区、白根郷土地改良区、西蒲原土地改良区（以下「土地改良区」という。）、下越農業共済組合、新潟中央農業共済組合、農業普及指導センター、公益社団法人新潟市南区農業振興公社が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、新潟市北区農業再生協議会、新潟市東区・中央区農業再生協議会、新潟市江南区農業再生協議会、新潟市秋葉区農業再生協議会、新潟市南区農業再生協議会、新潟市西区農業再生協議会、西蒲区農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため人・農地プランによる話し合い等を促進する。

さらに、望ましい経営体を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業将来方向について選択判断を行うこと等により、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員や農地利用集積円滑化団体等による掘り起こし活動を強化し、担い手への農地集積を促進するとともに、利用権設定と併せて農作業受委託を促進する。

また、人・農地プランにより地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積及び農地の団地化を進め、効率的な土地利用を図ることとし、これらの活動については、農業委員会や農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携・調整を図りつつ実施する。

特に、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図る等、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、人・農地プランによる地域での話し合いと合意形成を促進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう地域の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成、及び農用地の利用集積の方向性を具体的に示すこととする。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要なものであると同時に、農業生産法人等への経営発展母体としても期待される。そのため、オペレーターの育成、受委託の促進等により、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への

への誘導を図る。

特に、担い手不足が深刻な地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度及び法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農地中間管理事業の活用による認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、新潟市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 新潟市は、農業再生協議会において、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善の方策の提示等の重点的指導、研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受け行う。

特に、大規模経営をめざす経営体においては、適切な資金計画の下に投資を行っていくため、農業協同組合の融資担当者等に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、農業再生協議会の下に、市場関係者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせる複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践計画の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

新潟市の令和 2 年度の新規就農者は 74 人であり、過去 10 年間、増加傾向となっている。本市農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、新潟市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

誘導を図る。

特に、担い手不足が深刻な地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度及び法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農地中間管理機構及び農地利用集積団体の活動による認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、新潟市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 新潟市は、農業再生協議会において、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善の方策の提示等の重点的指導、研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受け行う。

特に、大規模経営をめざす経営体においては、適切な資金計画の下に投資を行っていくため、農業協同組合の融資担当者等に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、農業再生協議会の下に、市場関係者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせる複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践計画の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

新潟市の平成 25 年の新規就農者は 66 人であり、過去 5 年間、増加傾向となっている。本市農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、新潟市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、新潟市においては年間70人の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を年間10経営体増加させることを目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標  
新潟市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得400万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた新潟市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介や農地中間管理機構による貸借を行い、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合による重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に新潟市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
<u>1 土地利用型①</u> <u>(水稲+大豆委託)</u> <u>〔従事者 2.0人〕</u>	<u>&lt;作付面積&gt;</u> 主食用米 17.5ha 加工用米 5.5ha	<u>&lt;資本装備&gt;</u> 作業場兼格納庫 (120坪) 1.0 パイプハウス (230坪) 1.0
<u>&lt;経営概要&gt;</u> ・大豆は土地を提供し、小作料を受け取る	大豆委託 2.0ha	トラクター (60ps) 1.0 トラクター (30ps) 1.0
<u>・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</u>	<u>&lt;経営面積&gt;</u> 自作地 3.0ha 借地 22.0ha	乗用田植機 (8条) 1.0 コンバイン (5条) 1.0 フォークリフト (1.5トン) 1.0 トラック (1トン) 1.0
	<u>&lt;水稲品種構成&gt;</u>	軽トラック 2.0

新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、新潟市においては年間70人 (目標年度 平成35年)の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で54経営体増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標  
新潟市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得400万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家子弟であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた新潟市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介や農地中間管理機構による貸借を行い、技術・経営面については普及指導センターや農業協同組合による重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に新潟市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<u>1</u> <u>稲作</u>	<u>&lt;作付面積&gt;</u> 水稲 8.1ha 大豆 3.3ha 加工用米 2.2ha	<u>&lt;資本装備&gt;</u> 育苗ハウス 69坪 2.0 播種プラント 1.0 トラクター 31ps 1.0 田植機 5条 1.0 コンバイン 3条 1.0 乾燥機 1.0 温湯消毒器・催芽器 1.0 玄米低温貯蔵庫 1.0 精米機 1.0 色彩選別機 1.0	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
<u>土</u>				
<u>雑穀</u>				
<u>・</u>				
<u>いも</u>				
<u>・</u>	<u>&lt;経営面積&gt;</u> 13.6ha			
<u>豆類</u>	<u>&lt;水稲品種構成&gt;</u> コシヒカリ 5.7ha その他品種 2.4ha			

	<p>コシヒカリ 10.5ha 乾燥機 (45石) 3.0 その他品種 12.5ha 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p>			<p>弾丸暗渠機 0.3 溝掘り機 0.3 施肥播種機 0.3 フォームスプレヤー 0.3 大豆コンバイン 0.3</p> <p>&lt;その他&gt; ・コシヒカリは5割減栽培 ・数箇所に連担し団地化 ・大豆は集団化 (大豆農機具は共同利用)</p>		
<p>2 露地野菜単一型 〔従事者 2.0人〕</p> <p>&lt;経営概要&gt; ・自作地で栽培 ・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;作付面積&gt; ねぎ 0.6ha かぶ 0.3ha すいか (ハウス) 0.3ha すいか (改良整枝) 1.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 自作地 2.2ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 作業場兼格納庫 (40坪) 1.0 パイプハウス (90坪) 10.0 パイプハウス (45坪) 1.0 かん水施設 1.0 堆肥盤 (11坪) 1.0 トラクター (45ps) 1.0 運搬車 1.0 トラック (1トン) 1.0 ライムソワー (3戸共有) 0.3 深堀ロータリー (5戸共有) 0.2 かぶ洗浄機 (補助事業活用) 1.0 ねぎ根葉切機 (補助事業活用) 1.0 ねぎ堀取機 (補助事業活用) 1.0</p>	<p>稲作 2 土 水稲 4.5ha 工芸 葉たばこ 3.0ha 作物 (砂丘畑)</p> <p>大豆委託 2.5ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 7.5ha</p> <p>&lt;水稻品種構成&gt; その他品種 1.3ha コシヒカリ 3.2ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 69坪 2.0 温湯消毒器・雇芽器 1.0 田植機 6条 0.5 コンバイン 3条 0.5 乾燥機 1.0 トラクター 40ps 1.0 自動給苗移植機 1.0 高架型作業車 1.0 パネル乾燥機 2.0 精米機 1.0</p> <p>&lt;その他&gt; ・コシヒカリは5割減栽培 ・数箇所に連担し団地化 ・田植機、コンバインは共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p> <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>	
<p>3 露地野菜複合型① (水稲+露地野菜) 〔従事者 2.0人〕</p> <p>&lt;経営概要&gt; ・加工用米、輸出用米を取り入れた体系 ・露地野菜は、自作地、借入地の畑地で ・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 主食用米 10.5ha 加工用米 4.5ha すいか 1.5ha 加工用大根 1.5ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 自作地 2.5ha 借地 15.5ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 作業場兼格納庫 (40坪) 1.0 パイプハウス (92坪) 1.0 パイプハウス (90坪) 10.0 かん水施設 (1ha) 1.0 トラクター (45ps) 1.0 乗用田植機 (8条) 1.0 コンバイン (4条) 1.0 フォークリフト (1.5トン) 1.0 乾燥機 (40石) 2.0</p>	<p>稲作 3 土 水稲 3.7ha 露地 枝豆 2.0ha 野菜 秋ブロッコリー 1.3ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 7.0ha</p> <p>&lt;水稻品種構成&gt; その他品種 1.1ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 52坪 1.0 トラクター 33ps 1.0 田植機 6条 1.0 コンバイン 3条 1.0 乾燥機 1.0 半自動定植機 1.0 動力噴霧器 1.0 管理機 1.0 ハーベスター 1.0</p> <p>&lt;その他&gt; ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 0.5人</p>	

	<p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>コシヒカリ 6.5ha</p> <p>その他品種 8.5ha</p>	<p>トラック (1トン) 1.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p>		<p>コシヒカリ 2.6ha</p> <p>選別機 1.0</p> <p>コンベア 1.0</p> <p>野菜洗浄脱水機 1.0</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・コシヒカリは5割減減栽培</p> <p>・数箇所に連担し団地化</p>		
<p>4 露地野菜複合型②</p> <p>(水稲+露地野菜)</p> <p>[従事者 2.0人]</p> <p>&lt;経営概要&gt;</p> <p>・加工用米、輸出用米を取り入れた体系</p> <p>・露地野菜は自作地の栽培</p> <p>・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>主食用米 11.5ha</p> <p>加工用米 3.5ha</p> <p>えだまめ 1.2ha</p> <p>ブロッコリー 0.8ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>自作地 1.8ha</p> <p>借地 14.4ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>コシヒカリ 7.0ha</p> <p>その他品種 8.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場兼格納庫 (40坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (92坪) 1.0</p> <p>堆肥盤 (11坪) 1.0</p> <p>トラクター (45ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (8条) 1.0</p> <p>コンバイン (4条) 1.0</p> <p>フォークリフト (1.5トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45石) 2.0</p> <p>トラック (1トン) 1.0</p> <p>軽トラック 1.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p> <p>半自動定植機 1.0</p> <p>ハーベスター 1.0</p>	<p>4</p> <p>稲作</p> <p>土</p> <p>施設</p> <p>野菜</p> <p>水稲 5.4ha</p> <p>半促成トマト 0.2ha</p> <p>半促成キュウリ 0.1ha</p> <p>抑制キュウリ 0.1ha</p> <p>大豆委託 3.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>5.8ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>その他品種 1.5ha</p> <p>コシヒカリ 3.9ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>育苗ハウス 69坪 1.0</p> <p>鉄骨ハウス 300坪 2.0</p> <p>パイプハウス 100坪 3.0</p> <p>トラクター 33ps 0.5</p> <p>田植機 6条 0.5</p> <p>コンバイン 3条 0.5</p> <p>乾燥機 1.0</p> <p>管理機 1.0</p> <p>動力噴霧機 1.0</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・コシヒカリは5割減減栽培</p> <p>・数箇所に連担し団地化</p> <p>・田植機・トラクター・コンバインは共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p>
<p>5 施設野菜複合型①</p> <p>(水稲+施設野菜)</p> <p>[従事者 2.0人]</p> <p>&lt;経営概要&gt;</p> <p>・加工用米、輸出用米を取り入れた体系</p> <p>・施設園芸は、トマト・きゅうりの半促成、抑制栽培</p> <p>・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>主食用米 11.5ha</p> <p>加工用米 5.0ha</p> <p>トマト 0.4ha</p> <p>きゅうり 0.4ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>自作地 1.9ha</p> <p>借地 15.0ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>コシヒカリ 6.6ha</p> <p>その他品種 9.9ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場兼格納庫 (50坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (57坪) 2.0</p> <p>鉄骨ハウス (300坪) 4.0</p> <p>トラクター (45ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (8条) 1.0</p> <p>コンバイン (4条) 1.0</p> <p>フォークリフト (1.5トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45石) 2.0</p> <p>トラック (1トン) 1.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p>	<p>5</p> <p>稲作</p> <p>土</p> <p>果樹</p> <p>水稲 3.9ha</p> <p>日本なし 0.8ha</p> <p>西洋梨 0.3ha</p> <p>大豆委託 2.1ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>5.0ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>その他品種 1.1ha</p> <p>コシヒカリ 2.8ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>育苗ハウス 52坪 1.0</p> <p>トラクター 33ps 1.0</p> <p>田植機 6条 1.0</p> <p>コンバイン 3条 1.0</p> <p>乾燥機 1.0</p> <p>動力散粉機 1.0</p> <p>ビートグラブ 6000 1.0</p> <p>チップャー 0.3</p> <p>乗用草刈機 刈幅90cm 1.0</p> <p>重量選別機 1.0</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・コシヒカリは5割減減栽培</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p>

						・数箇所に連担し団地化 ・幸水・豊水・あきづき等は無 袋栽培とし、自家結実性の品種 を導入して省力化を図る。		
<p>6 施設野菜複合型② (水稻+施設野菜) [従事者 2.0人]</p> <p>&lt;経営概要&gt; ・加工用米は多収性品種を導入 ・施設野菜は、越後姫の高設栽培。自家直売所も運営 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 主食用米 5.0ha 加工用米 2.0ha 越後姫 0.4ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 自作地 1.0ha 借地 6.4ha いちご直売所 1か所</p> <p>&lt;水稻品種構成&gt; コシヒカリ 3.0ha その他品種 4.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 作業場兼格納庫 (35坪) 1.0 パイプハウス (44坪) 1.0 高設パイプハウス (100坪) 12.0 冷蔵庫 (2坪) 1.0 直売店舗 1.0 トラクター (30ps) 1.0 乗用田植機 (6条) 1.0 コンバイン (3条) 1.0 フォークリフト (1.5トン) 1.0 乾燥機 (45石) 1.0 トラック (1トン) 1.0 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0 高設置 12.0</p>	<p>6 稲作 土 露地 花き 花木</p> <p>水稻 4.6ha チュールップ 球根 1.5ha ほかの苗木 0.7ha 大豆委託 2.5ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 6.8ha</p> <p>&lt;水稻品種構成&gt; その他品種 1.3ha コシヒカリ 3.3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 球根乾燥庫 20坪 1.0 育苗ハウス 60坪 1.0 トラクター 31ps 1.0 田植機 6条 1.0 コンバイン 3条 1.0 乾燥機 1.0 球根植付機 1.0 球根掘取機 1.0 球根選別機 1.0 常温煙霧機 1.0 温湯消毒器・催芽器 1.0</p> <p>&lt;その他&gt; ・コシヒカリは5割減減栽培 ・数箇所に連担し団地化</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 0.5人</p>		
<p>7 果樹単一型① [従事者 2.0人]</p> <p>&lt;経営概要&gt; ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 日本なし 0.8ha 西洋なし 0.3ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 自作地 0.7ha 借地 0.4ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 作業場兼格納庫 (35坪) 1.0 果樹棚 1.0 かん水施設 1.0 堆肥盤 (22坪) 1.0 防風施設 1.0 トラクター (30ps) 1.0 軽トラック 1.0 チッパー 1.0 ミニバックホー 1.0 スピードスプレイヤー 1.0 マニユアスプレッター 1.0 ロータリーモアー 1.0</p>	<p>7 稲作 土 施設 花き 花木</p> <p>水稻 5.0ha チュールップ 切花 0.1ha ユリ切花 0.1ha 大豆委託 2.8ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 5.2ha</p> <p>&lt;水稻品種構成&gt; その他品種 1.4ha コシヒカリ 3.6ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 69坪 1.0 冷蔵庫 3坪 1.0 冷蔵庫 2坪 1.0 鉄骨ハウス 300坪 1.0 かん水施設 1.0 温湯消毒器・催芽器 1.0 田植機 6条 0.5 コンバイン 3条 0.5 乾燥機 1.0 トラクター 40ps 1.0 ロータリー 1.0 施肥散布機 1.0 動力噴霧機 1.0 暖房機 1.0 コンプレッサー 1.0</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 0.5人</p>		



					<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コシヒカリは5割減栽培</li> <li>・数箇所に連担し団地化</li> <li>・田植機、コンバインは共同利用</li> <li>・チュリップは冬と春の2回転。</li> <li>・ユリはチュリップとの2段植えと秋出荷によりコスト低減、生産性向上を図る。</li> </ul>		
<p><u>8 花き単一型</u> 〔従事者 2.0人〕</p> <p>&lt;経営概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自作地で栽培</li> <li>・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長</li> </ul>	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>チュリップ(切り花) 0.1ha</p> <p>ユリ(切り花) 0.6ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>自作地 0.7ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場兼格納庫(35坪) 1.0</p> <p>鉄骨ハウス(300坪) 1.0</p> <p>パイプハウス(100坪) 3.0</p> <p>雨よけハウス(75坪) 20.0</p> <p>かん水施設 1.0</p> <p>冷蔵庫(20坪) 1.0</p> <p>トラクター(30ps) 1.0</p> <p>軽トラック 1.0</p> <p>選花機 1.0</p> <p>暖房機 2.0</p>	<p><u>8</u></p> <p>稲作 土</p> <p>施設</p> <p>花き</p> <p>花木</p> <p>大豆委託 4.8ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>7.6ha</p> <p>&lt;水稻品種構成&gt;</p> <p>その他品種 2.2ha</p> <p>コシヒカリ 5.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>育苗ハウス 60坪 1.0</p> <p>パイプハウス 100坪 8.0</p> <p>トラクター 31ps 0.5</p> <p>田植機 5条 0.5</p> <p>コンバイン 3条 0.5</p> <p>乾燥機 1.0</p> <p>台車 15</p> <p>ミニショベル 1.0</p> <p>暖房機 8.0</p> <p>土入れ機 1.0</p> <p>冷蔵庫 3坪 1.0</p> <p>温湯消毒器・雇芽器 1.0</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コシヒカリは5割減栽培</li> <li>・数箇所に連担し団地化</li> <li>・トラクター、田植機、コンバインは共同利用</li> </ul>	<p>・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p>	
<p><u>9 花き複合型</u> 〔従事者 2.0人〕</p> <p>&lt;経営概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻と花きの複合経営</li> <li>・加工用米、輸出用米を取り入れた体系</li> <li>・花きは、チュリップ切り花及びユリ切り花を栽培</li> <li>・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</li> </ul>	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>主食用米 11.5ha</p> <p>加工用米 5.0ha</p> <p>チュリップ(切り花) 0.2ha</p> <p>ユリ(切り花) 0.1ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>自作地 1.9ha</p> <p>借地 15.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場兼格納庫(50坪) 1.0</p> <p>パイプハウス(57坪) 2.0</p> <p>パイプハウス(100坪) 6.0</p> <p>かん水施設 1.0</p> <p>冷蔵庫(20坪) 1.0</p> <p>トラクター(45ps) 1.0</p> <p>乗用田植機(8条) 1.0</p> <p>コンバイン(4条) 1.0</p> <p>フォークリフト(1.5トン) 1.0</p>	<p><u>9</u></p> <p>稲作 土</p> <p>その</p> <p>他作</p> <p>物</p> <p>しめじ 10万本</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>8.1ha</p> <p>&lt;水稻品種構成&gt;</p> <p>その他品種 1.5ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>育苗ハウス 69坪 1.0</p> <p>きのこ栽培舎 186坪 1.0</p> <p>作業場 73坪 1.0</p> <p>空調設備</p> <p>トラクター 33ps 1.0</p> <p>田植機 6条 1.0</p> <p>コンバイン 3条 1.0</p> <p>乾燥機 1.0</p> <p>大豆コンバイン 1.0</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 0.5人</p>		

<p>長</p>	<p>&lt;水稲品種構成&gt; コシヒカリ 6.6ha その他品種 9.9ha</p>	<p>乾燥機 (45石) 2.0 トラック (1トン) 1.0 軽トラック 1.0 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0 温風暖房機 6.0</p>	<p>コシヒカリ 3.4ha</p>	<p>ロータリー 3連 1.0 フレードキスター 3000 1.0 弾丸暗渠 1.0 溝掘機 1.0 &lt;その他&gt; ・コシヒカリは5割減減栽培 ・水稲、しめじとも自己完結経営</p>	
<p>10 酪農単一型 〔従事者 2.0人〕 &lt;経営概要&gt; ・年間平均乳量は9,000kg/頭 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 乳用牛 60頭</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 成牛舎 (210坪) 1.0 育成牛舎 (28坪) 1.0 尿溜 (37坪) 1.0 堆肥舎 (1/2リース) (210坪) 1.0 収納庫 (26坪) 1.0 バーンクリーナー 1.0 ミルカ (クラスター1/2リース) 1.0 バルククーラー (クラスター1/2リース) 1.0 自動給餌機 1.0 トラクター (54ps) (2戸共有) 0.5 ショベルローダー (800kg) (2戸共有) 0.5 ダンプ (2トン) 1.0 細霧システム 16.2</p>	<p>10 稲作 土 酪農 &lt;作付面積&gt; 水稲 3.8ha 飼料作物 2.6ha &lt;飼養頭数&gt; 酪農 36頭 &lt;経営面積&gt; 6.4ha &lt;水稲品種構成&gt; その他品種 1.2ha コシヒカリ 2.6ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 成牛舎 147坪 1.0 育成牛舎 28坪 1.0 堆肥舎 76坪 1.0 ミルカ 1.0 バルククーラー 1.0 自動給餌機 1.0 育苗ハウス 69坪 1.0 ショベルローダー 1.0 ロールペーラ 1.0 ヘイペーラ 1.0 トラクター 33ps 0.5 田植機 6条 0.5 コンバイン 3条 0.5 乾燥機 1.0 &lt;その他&gt; ・コシヒカリは5割減減栽培 ・数箇所に連担し団地化 ・トラクター、田植機、コンバインは共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.5人</p>
<p>11 肉用牛複合型 (水稲+肉用牛) 〔従事者 2.0人〕 &lt;経営概要&gt; ・コシヒカリの作付割合は4割、加工用米は多収性品種を導入 ・機械・施設はコスト低減の</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 主食用米 5.0ha 加工用米 2.0ha 肉用牛 100頭 &lt;経営面積&gt; 自作地 1.5ha 借地 5.5ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 作業場兼格納庫 (35坪) 1.0 パイプハウス (44坪) 1.0 牛舎 (184坪) 1.0 堆肥舎 (47坪) 1.0 トラクター (30ps) 1.0 乗用田植機 (6条) 1.0 コンバイン (3条) 1.0</p>	<p>11 稲作 土 肉用牛 &lt;作付面積&gt; 水稲 5.5ha 加工用米 3.7ha &lt;飼養頭数&gt; 肉用牛 80頭 &lt;経営面積&gt;</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 63坪 1.0 牛舎 184坪 1.0 堆肥舎 47坪 1.0 播種プラント 1.0 田植機 6条 1.0 コンバイン 3条 1.0 フォークリフト 1.5t 1.0</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人</p>

<p>ため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;水稻品種構成&gt; コシヒカリ 3.0ha その他品種 4.0ha</p>	<p>フォークリフト (1.5トン) 1.0 乾燥機 (45石) 1.0 トラック (1トン) 1.0 ダンプカー (2トン) 1.0 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p>		<p>9.2ha &lt;水稻品種構成&gt; その他品種 1.7ha コシヒカリ 3.8ha</p>	<p>乾燥機 1.0 温湯消毒器・催芽器 1.0 玄米低温貯蔵庫 1.0 精米機 1.0 色彩選別機 1.0 ブロードキャスター 1.0 換気扇 12 牛衝器 1.0 トラクター 31ps 1.0</p> <p>&lt;その他&gt; ・コシヒカリは5割減減栽培 ・水稻の機械・施設は自己装備</p>		<p>・補助従事者 1人</p>
<p>12 養豚単一型 [従事者 3.0人]  &lt;経営概要&gt; ・養豚の一貫経営 ・優良な系統の豚を飼養 ・家畜排せつ物は適正に処理 ・水田は土地利用型農家などに委託 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 養豚 (母豚) 140頭</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 繁殖分娩豚舎 1.0 肉豚舎 1.0 密閉縦型発酵装置 2.0 浄化槽 1.0 堆肥舎 1.0 ショベルローダー 1.0 給餌器 (子豚) 47.0 給餌器 (肉豚) 110.0 自動給餌システム 6.0 ガスブルーダー 63.0 高圧洗浄機 4.0 スクリーコンベア 2.0 トラック (2トン) 2.0 軽トラック 2.0</p>		<p>12 稲作 土 水稻 3.6ha 繁殖 大豆委託 2.4ha 牛  &lt;飼養頭数&gt; 繁殖牛 20頭  &lt;経営面積&gt; 3.6ha  &lt;水稻品種構成&gt; その他品種 1.1ha コシヒカリ 2.5ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 69坪 1.0 繁殖牛舎 86坪 1.0 堆肥舎 20坪 1.0 トラクター 33ps 0.5 田植機 6条 0.5 コンバイン 3条 0.5 乾燥機 1.0 ダンプカー 1.0 フロントローダー 1.0 ディスクロー 1.0 ペーパー 1.0</p> <p>&lt;その他&gt; ・コシヒカリは5割減減栽培 ・トラクター、田植機、コンバインは共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 0.5人</p>
<p>(削除)</p>				<p>13 稲作 土 水稻 3.0ha 養豚 大豆委託 1.7ha  &lt;飼養頭数&gt; 養豚 (母豚) 100頭</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 69坪 1.0 トラクター 33ps 1.0 田植機 6条 1.0 コンバイン 3条 1.0 乾燥機 1.0 繁殖分娩豚舎 210坪 1.0</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人</p>

				<p>&lt;経営面積&gt; 3.0ha</p> <p>&lt;水稻品種構成&gt; その他品種 0.8ha コシヒカリ 2.2ha</p> <p>&lt;その他&gt; ・コシヒカリは5割減栽培 ・数箇所に連担し団地化</p>	<p>肉豚舎 222坪 1.0 浄化槽 1.0 堆肥舎 1.0 シヨベルローダー 1.0 自動給餌システム 1.0 高圧洗浄器 1.0 豚衡機 1.0</p>		・補助従事者 1人
(削除)			<p>14 稲作 土 養鶏</p> <p>&lt;作付面積&gt; 水稻 2.0ha 大豆委託 1.3ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt; 採卵鶏 30,000羽</p> <p>&lt;経営面積&gt; 2.0ha</p> <p>&lt;水稻品種構成&gt; その他品種 0.6ha コシヒカリ 1.4ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 34坪 1.0 鶏舎 1.0 トラクター 33ps 0.5 田植機 6条 0.5 コンバイン 3条 0.5 乾燥機 1.0 洗卵機 1.0</p> <p>&lt;その他&gt; ・コシヒカリは5割減栽培 ・数箇所に連担し団地化 ・トラクター、田植機、コンバインは共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>	
(削除)			<p>15 複合 経営</p> <p>&lt;作付面積&gt; 水稻 6.7ha キャベツ春まき 1.0ha キャベツ夏まき 1.0ha さといも 0.5ha ほうれん草 0.1ha 大豆委託 1.3ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 9.3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 79坪 2.0 小型予冷庫 1.0 トラクター 31ps 1.0 田植機 5条 1.0 コンバイン 3条 1.0 乾燥機 1.0 溝切機 1.0 堀取機 0.5 小さい分離機 0.5 選別機 0.5 プロットキャスター 0.5</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 0.5人</p>	

--	--	--

<u>&lt;水稲品種構成&gt;</u> その他品種 1.9ha コシヒカリ 4.8ha	畦立てマルチャー 0.5 温湯消毒・水稲出芽機 1.0 半自動定植機 1条 0.5  <u>&lt;その他&gt;</u> ・コシヒカリは5割減減栽培 ・数箇所に連担し団地化 ・園芸用機械は共同利用		
-----------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
<u>13 土地利用型②</u> <u>(水稲+大豆)</u> <u>[従事者 8.0人]</u>  <u>&lt;経営概要&gt;</u> ・コシヒカリの半分を直播栽培し収穫期を分散。一部を輸出 ・コスト低減のため、加工用米は多収性品種を導入 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	<u>&lt;作付面積&gt;</u> 主食用米 70.0ha 加工用米 10.0ha 大豆 20.0ha  <u>&lt;経営面積&gt;</u> 100.0ha <u>借地</u> 100.0ha  <u>&lt;水稲品種構成&gt;</u> コシヒカリ 42.0ha その他品種 38.0ha	<u>&lt;資本装備&gt;</u> 作業場兼格納庫 (90坪) 1.0 パイプハウス (260坪) 1.0 トラクター (60ps) 2.0 トラクター (30ps) 1.0 乗用田植機 (8条) 2.0 水稲直播アタッチメント (8条) 1.0 水田乗用施肥機 1.0 コンバイン (6条) 2.0 フォークリフト (1.5トン) 1.0 トラック (1トン) 1.0 軽トラック 3.0 乾燥機 (45石) 4.0 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0 ブームスプレイヤー 1.0 大豆コンバイン 1.0 ドローン 1.0
<u>14 土地利用型③</u> <u>(水稲+加工野菜)</u> <u>[従事者 5.0人]</u>  <u>&lt;経営概要&gt;</u>	<u>&lt;作付面積&gt;</u> 主食用米 36.0ha 加工用米 8.0ha 加工たまねぎ 8.0ha	<u>&lt;資本装備&gt;</u> 作業場兼格納庫 (90坪) 1.0 パイプハウス (360坪) 1.0 堆肥盤 (22坪) 1.0

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<u>16</u> <u>稲作</u> 土 雑穀 ・ いも 類 ・ 豆類	<u>&lt;作付面積&gt;</u> 水稲 29.5ha 大豆 16.6ha  <u>&lt;経営面積&gt;</u> 46.1ha  <u>&lt;水稲品種構成&gt;</u> その他品種 9.7ha コシヒカリ 19.8ha	<u>&lt;資本装備&gt;</u> トラクター 95ps 1.0 トラクター 33ps 1.0 田植機 6条 2.0 コンバイン 4条 2.0 畦塗り機 1.0 ライスセッター式 1.0 乾燥施設 50坪 1.0 フォークリフト 1.5t 1.0 育苗ハウス 69坪 5.0 大豆コンバイン 2.0 ロータリカルバ 3連 1.0 プロートキャスター 1.0 弾丸暗渠 1.0 溝堀機 1.0 低温貯蔵庫 2.0  <u>&lt;その他&gt;</u> ・コシヒカリは5割減減栽培 ・数箇所に連担し団地化 ・構成員から全面積利用権設定 ・集落・地域の担い手組織	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
<u>17</u> <u>稲作</u> 土 施設	<u>&lt;作付面積&gt;</u> 水稲 22.4ha 加工用米 12.6ha	<u>&lt;資本装備&gt;</u> 乾燥施設 50坪 1.0 育苗ハウス 77坪 6.0	・青色申告の実施	・給料制の導入 ・社会保険等の加入

<p>・2年3作体系を含む土地利用型農業</p> <p>・加工用米は多収性品種を導入</p> <p>・加工野菜の機械は4経営体で共同利用</p> <p>・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>加工キャベツ 8.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 60.0ha</p> <p>借地 60.0ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>コシヒカリ 21.0ha</p> <p>その他品種 23.0ha</p>	<p>トラクター (60ps) 1.0</p> <p>トラクター (30ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (8条) 2.0</p> <p>コンバイン (5条) 2.0</p> <p>フォークリフト (1.5トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45石) 4.0</p> <p>トラック (1トン) 1.0</p> <p>軽トラック 2.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p> <p>全自動定植機 (4条) (4戸共有) 0.3</p> <p>オニオンハーベスター (4戸共有) 0.3</p> <p>キャベツ収穫機 (4戸共有) 0.3</p> <p>マニユアスプレッター (4戸共有) 0.3</p>	野菜	<p>ほうれん草 0.1ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 35.1ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>その他品種 7.4ha</p> <p>コシヒカリ 15.0ha</p>	<p>トラクター 95ps 1.0</p> <p>トラクター 33ps 1.0</p> <p>田植機 8条 2.0</p> <p>コンバイン 4条 2.0</p> <p>溝切機 1.0</p> <p>動力散布機 1.0</p> <p>畦塗り機 1.0</p> <p>ライスセクター式 1.0</p> <p>フォークリフト 1.0</p> <p>計量袋詰機 1.0</p> <p>低温貯蔵庫 2.0</p> <p>籾殻散布機 2.0</p> <p>プロトキャスト 1.0</p> <p>育苗灌水施設 3.0</p> <p>-</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・コシヒカリは5割減栽培</p> <p>・数箇所に連担し団地化</p> <p>・構成員から全面積利用権設定</p> <p>・集落・地域の担い手組織</p>	<p>・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。</p>	<p>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 4人</p>
<p>15 露地野菜複合型③ (水稲+露地野菜)</p> <p>[従事者 5.0人]</p> <p>&lt;経営概要&gt;</p> <p>・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>主食用米 29.0ha</p> <p>加工用米 5.0ha</p> <p>えだまめ 6.0ha</p> <p>さといも 1.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 41.0ha</p> <p>借地 41.0ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>コシヒカリ 17.0ha</p> <p>その他品種 17.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場兼格納庫 (90坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (230坪) 1.0</p> <p>堆肥盤 (22坪) 1.0</p> <p>トラクター (60ps) 1.0</p> <p>トラクター (30ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (8条) 2.0</p> <p>コンバイン (5条) 2.0</p> <p>フォークリフト (1.5トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45石) 4.0</p> <p>トラック (1トン) 1.0</p> <p>軽トラック 2.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p> <p>さといも掘り取り機 1.0</p>	複合経営	<p>18</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>水稲 31.8ha</p> <p>大豆 17.9ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 49.7ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>わたぼうし 3.2ha</p> <p>こしいぶき 7.3ha</p> <p>コシヒカリ 21.3ha</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>農産加工 (もち加工)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>乾燥施設 50坪 1.0</p> <p>育苗ハウス 76坪 5.0</p> <p>トラクター 95ps 1.0</p> <p>トラクター 33ps 1.0</p> <p>田植機 8条 2.0</p> <p>コンバイン 4条 2.0</p> <p>溝切機 1.0</p> <p>動力散布機 1.0</p> <p>畦塗り機 1.0</p> <p>大豆コンバイン 2.0</p> <p>ライスセクター式 1.0</p> <p>ロータリカルチ 1.0</p> <p>フォークリフト 1.0</p> <p>計量袋詰機 1.0</p> <p>米袋用窒素置換装置 1.0</p> <p>低温貯蔵庫 2.0</p> <p>籾殻散布機 2.0</p>	<p>・青色申告の実施</p> <p>・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。</p>	<p>・給料制の導入</p> <p>・社会保険等の加入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 5人</p>

					<p>プロードキャスター 1.0</p> <p>一工程施肥播種機 1.0</p> <p>弾丸暗渠 1.0</p> <p>溝掘機 1.0</p> <p>育苗灌水施設 3.0</p> <p>蒸気ボイラー 1.0</p> <p>餅つき機 1.0</p> <p>餅のし切断機 1.0</p> <p>加工場 1.0</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コシヒカリは5割減減栽培</li> <li>・数箇所に連担し団地化</li> <li>・構成員から全面積利用権設定</li> <li>・集落・地域の担い手組織</li> </ul>		
<p>16 施設野菜複合型③</p> <p>(水稲+施設野菜)</p> <p>[従事者 5.0人]</p> <p>&lt;経営概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設野菜は環境制御，半促成，抑制栽培</li> <li>・機械・施設は，コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</li> </ul>	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>主食用米 24.0ha</p> <p>加工用米 10.0ha</p> <p>トマト 0.4ha</p> <p>きゅうり 0.4ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>34.4ha</p> <p>借地 34.4ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>コシヒカリ 12.0ha</p> <p>その他品種 22.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場兼格納庫 (90坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (230坪) 1.0</p> <p>鉄骨ハウス (環境制御) (300坪) 4.0</p> <p>トラクター (60ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (8条) 2.0</p> <p>コンバイン (5条) 2.0</p> <p>フォークリフト (1.5トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45石) 4.0</p> <p>トラック (1トン) 1.0</p> <p>軽トラック 2.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p>	<p>19</p> <p>6次産業化</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>水稲 13.7ha</p> <p>加工用米 7.8ha</p> <p>トマト 0.3ha</p> <p>きゅうり 0.3ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>22.1ha</p> <p>&lt;水稲品種構成&gt;</p> <p>その他品種 4.5ha</p> <p>コシヒカリ 9.2ha</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>農家レストラン</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>乾燥施設 50坪 1.0</p> <p>鉄骨ハウス (付帯設備含) 300坪 3.0</p> <p>育苗ハウス 69坪 4.0</p> <p>トラクター 95ps 1.0</p> <p>トラクター 33ps 1.0</p> <p>田植機 8条 2.0</p> <p>コンバイン 4条 2.0</p> <p>溝切機 1.0</p> <p>動力散布機 1.0</p> <p>畦塗り機 1.0</p> <p>ライスセンター一式 1.0</p> <p>フォークリフト 1.0</p> <p>計量袋詰機 1.0</p> <p>低温貯蔵庫 2.0</p> <p>穀殻散布機 2.0</p> <p>プロードキャスター 1.0</p> <p>育苗灌水施設 3.0</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コシヒカリは5割減減栽培</li> <li>・農家レストランは通年型で専任スタッフ</li> </ul>	<p>・青色申告の実施</p> <p>・経営体の体質強化のため，自己資本の充実を図る。</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 4人</p>	<p>・給料制の導入</p> <p>・社会保険等の加入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p>	

			を 通 年 雇 用	
<u>17 果樹単一型②</u> <u>(観光果樹園)</u> <u>[従事者 4.0人]</u> <u>&lt;経営概要&gt;</u> <u>・果樹の観光果樹園, 全量直</u> <u>売経営</u> <u>・日本なしは, 幸水, 豊水, あ</u> <u>きづき, 新高, 新興, 西洋なし</u> <u>は, ル レクチェを栽培</u> <u>・機械・施設は, コスト低減</u> <u>のため耐用年数を4割程度延</u> <u>長</u>	<u>&lt;作付面積&gt;</u>		<u>&lt;資本装備&gt;</u>	
	無加温ハウス巨峰	0.6ha	作業場兼格納庫 (35 坪)	1.0
	露地ぶどう	0.4ha	パイプハウス (60a)	1.0
	日本なし	0.8ha	果樹棚	1.0
	西洋なし	0.3ha	かん水施設	1.0
			堆肥盤 (22 坪)	1.0
	<u>&lt;経営面積&gt;</u>	2.1ha	防風施設	1.0
	自作地	1.7ha	トラクター (30ps)	1.0
	借地	0.4ha	軽トラック	1.0
			チップパー	1.0
		ミニバックホー	1.0	
		ロボット草刈り機	1.0	
		スピードスプレイヤー	1.0	
		ロータリーモアー	1.0	
<u>18 農産加工複合型</u> <u>(水稲+農産加工)</u> <u>[従事者 5.0人]</u> <u>&lt;経営概要&gt;</u> <u>・農産加工は, もちとおこわ</u> <u>で直接販売と卸販売に取り組</u> <u>む</u> <u>・機械・施設は, コスト低減</u> <u>のため耐用年数を4割程度延</u> <u>長</u>	<u>&lt;作付面積&gt;</u>		<u>&lt;資本装備&gt;</u>	
	主食用米	23.0ha	作業場兼格納庫 (120 坪)	1.0
	加工用米	10.0ha	パイプハウス (230 坪)	1.0
	<u>&lt;経営面積&gt;</u>	33.0ha	加工施設	1.0
	借地	33.0ha	トラクター (60ps)	1.0
			トラクター (30ps)	1.0
			乗用田植機 (8 条)	1.0
	もち加工所	1 か所	乗用田植機 (6 条)	1.0
	<u>&lt;水稲品種構成&gt;</u>		コンバイン (5 条)	1.0
	コシヒカリ	15.0ha	コンバイン (4 条)	1.0
	その他品種	18.0ha	フォークリフト (1.5 トン)	1.0
			乾燥機 (45 石)	4.0
			トラック (1 トン)	1.0
			軽トラック	2.0
			精米機 (180kg/hr)	1.0
		色彩選別機 (200kg/hr)	1.0	
		自動餅つき機	1.0	
		のし餅成型機	1.0	
		冷蔵庫 (3 坪)	1.0	
		角切りカッター	1.0	
<u>19 6次産業化型</u> <u>(水稲+農家レストラン・直</u>	<u>&lt;作付面積&gt;</u>		<u>&lt;資本装備&gt;</u>	



売所)	主食用米	23.0ha	作業場兼格納庫 (90 坪)	1.0
[従事者 6.0 人]	加工用米	10.0ha	パイプハウス (230 坪)	1.0
			レストラン・直売所	1.0
<経営概要>	<経営面積>	33.0ha	トラクター (60ps)	1.0
・水稲のうちコシヒカリは 5 割を作付	借地	33.0ha	トラクター (30ps)	1.0
・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を 4 割程度延長	レストラン・直売所	1か所	乗用田植機 (8 条)	1.0
			乗用田植機 (6 条)	1.0
	<水稲品種構成>		コンバイン (5 条)	1.0
	コシヒカリ	14.0ha	コンバイン (4 条)	1.0
	その他品種	19.0ha	フォークリフト (1.5 トン)	1.0
			乾燥機 (45 石)	4.0
			トラック (1 トン)	1.0
			軽トラック	2.0
			精米機 (180kg/hr)	1.0
			色彩選別機 (200kg/hr)	1.0

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- (2) ただし、新規参入者、農家子弟であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

水田農業等が主である地域においては、組織化、法人化が推進され認定農業者等、担い手となる農業者への農地流動化が近年進んでいる。しかし、農地が広範囲に分散しているため効率的な営農が図られていない。畑作農業が主である砂丘地域等においては、農産物価格の低迷や高齢化等により、担い手不足が深刻化している。これらの要因により農地流動化が停滞し農地の遊休化が懸念されている。

樹園地においても同様に、農産物価格の低迷、高齢化等により担い手不足が深刻化している。また、個々の農家の仕立て方等の違いにより農地流動化が進まず、今後、樹園地の遊休化が危惧される。

(2) 今後の見通し

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- (2) ただし、新規参入者、農家子弟であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

水田農業等が主である地域においては、組織化、法人化が推進され認定農業者等、担い手となる農業者への農地流動化が近年進んでいる。しかし、農地が広範囲に分散しているため効率的な営農が図られていない。畑作農業が主である砂丘地域等においては、農産物価格の低迷や高齢化等により、担い手不足が深刻化している。これらの要因により農地流動化が停滞し農地の遊休化が懸念されている。

樹園地においても同様に、農産物価格の低迷、高齢化等により担い手不足が深刻化している。また、個々の農家の仕立て方等の違いにより農地流動化が進まず、今後、樹園地の遊休化が危惧される。

(2) 今後の見通し

水田農業が主である地域においては、担い手の高齢化等により、法人等の担い手への農地集積が進むもの  
と考える。今後は広範囲に散在する担い手の農地を、農地中間管理事業を活用して農地を面的に集積し、効  
率のよい水田農業を目指す。

畑作農業が主である砂丘地域においては、遊休農地が増加するものと推測される。今後は、農地中間管理  
事業を活用することにより、農地の流動化や面的集積を推進し、地域内外の担い手等が規模拡大や新規参入  
しやすい条件を整える。

樹園地においては、農地中間管理事業を活用し、樹園地が遊休農地化する前に地域内外の担い手に引き継  
がれるよう積極的に事業展開を図る。

## 2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

### (1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これら  
の経営体に対する農用地の利用集積を進める。

### (2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等 (削除)

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 (目標年次 **令和4年度**)

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
耕地面積の <b>85%</b> 程度 (農地集積面積 <b>28,000ha</b> 程度)	

#### (注)「新潟市農業構想」より

(注) 集積目標には、基幹的農作業受託(耕起、代かき、田植え、防除、収穫、調製等の3作業以上実施)の面  
積等を含むものである。

#### ○ 農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農地集積における面的集積の割合を高める。

#### ○ 育成すべき経営体数に関する目標 (目標年次 **令和12年度**)

育成すべき経営体数に関する目標	備考
経営体 <b>1,600</b>	
(内訳) 個別経営体 <b>1,500</b>	
組織経営体 <b>100</b>	

水田農業が主である地域においては、担い手の高齢化等により、法人等の担い手への農地集積が進むもの  
と考える。今後は広範囲に散在する担い手の農地を、農地中間管理事業や**農地利用集積円滑化事業**を活用し  
て農地を面的に集積し、効率のよい水田農業を目指す。

畑作農業が主である砂丘地域においては、遊休農地が増加するものと推測される。今後は、農地中間管理  
事業や**農地利用集積円滑化事業**を活用することにより、農地の流動化や面的集積を推進し、地域内外の担い  
手等が規模拡大や新規参入しやすい条件を整える。

樹園地においては、農地中間管理事業や**農地利用集積円滑化事業**を活用し、樹園地が遊休農地化する前に  
地域内外の担い手に引き継がれるよう積極的に事業展開を図る。

## 2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

### (1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これら  
の経営体に対する農用地の利用集積を進める。

### (2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

**目標年次(平成35年度)までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を90%程度(農地集  
積面積 30,600ha)まで進めることを目標とする。**

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 (目標年次 **平成35年度**)

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
耕地面積の <b>90%</b> 程度 (農地集積面積 <b>30,600ha</b> 程度)	

#### (追加)

(注) 集積目標には、基幹的農作業受託(耕起、代かき、田植え、防除、収穫、調製等の3作業以上実施)の面  
積等を含むものである。

#### ○ 農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農地集積における面的集積の割合を高める。

#### ○ 育成すべき経営体数に関する目標 (目標年次 **平成35年度**)

経営形態	営農類型	育成経営体数の目標								
		北 区	東 区	中 央 区	江 南 区	秋 葉 区	南 区	西 区	西 蒲 区	合計
個別経営体	稲作+雑穀・いも類・豆類	130		6	100	50	161	96	617	1160
	稲作+工芸作物	7		1	1			39	3	51
	稲作+露地野菜	73	37	18	28	177	70	330	36	769
	稲作+施設野菜	85	11	9	52	28	41	13	10	249

	稲作+果樹	14		1	42	30	89	4	53	233
	稲作+露地花き花木		1		5	13	4	6		29
	稲作+施設花き花木	10	13		12	41	32	6	12	126
	稲作+その他作物	1			1	1	9	1	1	14
	稲作+酪農	3			3	8	1		12	27
	稲作+肉用牛	0							5	5
	稲作+繁殖牛	2							3	5
	稲作+養豚	1				1	8			10
	稲作+養鶏	1							1	2
	複合経営	2	6	2	30	27	75	1	52	195
組織経営体	稲作+雑穀・いも類・豆類	4			10	8	33	5	30	90
	稲作+施設野菜	3			7	2	13	5	10	40
	複合経営	6			1	3	6		6	22
	6次産業化	1			1	1	1	1	3	8
合 計		343	68	37	293	390	543	507	854	3035

### (3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、新潟市は、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

#### 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

新潟市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性等を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

新潟市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業

(削除)

- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(削除)

- ③ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

- ④ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業

- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

##### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

###### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）

### (3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、新潟市は、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

#### 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

新潟市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性等を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

新潟市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業

- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

##### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

###### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）

又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）及び（エ）に掲げる要件をすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合する者として農業委員会が作成するあつせん、譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定

又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、（ア）及び（エ）に掲げる要件をすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合する者として農業委員会が作成するあつせん、譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあつては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項第1号ロに規定する農地利用集積円滑化事業及び農業構造の改善に資するための事業を行う農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人

する業務執行役員等をいう。以下同じ。)のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ **農地所有適格法人**の組員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該**農地所有適格法人**に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該**農地所有適格法人**に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う**農地所有適格法人**である農事組合法人が、主として組員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として、農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 新潟市は開発して農用地、又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 新潟市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 新潟市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認める時は、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 新潟市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ **農業生産法人**の組員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該**農業生産法人**に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該**農業生産法人**に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の8第1項第1号の事業を併せ行う**農業生産法人**である農事組合法人が、主として組員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として、農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 新潟市は開発して農用地、又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、**農地利利用集積円滑化団体**及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 新潟市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 新潟市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認める時は、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 新潟市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 新潟市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、新潟市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 新潟市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

(削除)

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 新潟市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 新潟市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、新潟市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 新潟市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

③ 新潟市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、新潟市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 新潟市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 新潟市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利集積円滑化団体は、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農地利集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②、③及び④に定める申し出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 新潟市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 新潟市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、新潟市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 新潟市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（**農地所有適格法人**、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

⑦ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を新潟市長に報告する旨

ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響  
オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その**業務執行役員等**のうち、耕作又は養畜の事業に**常時従事**する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

新潟市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（**農業生産法人**、**農地利用集積円滑化団体**、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

⑦ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を新潟市長に報告する旨

ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響  
オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その**業務を執行する役員**のうち、耕作又は養畜の事業に**従事****常時**する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

新潟市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

#### (9) 公告

新潟市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑧までに掲げる事項を新潟市の掲示板への掲示 その他適切な方法 により公告する。

#### (10) 公告の効果

新潟市が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

新潟市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 新潟市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の 業務執行役員等 のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 新潟市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 新潟市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

#### (9) 公告

新潟市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑧までに掲げる事項を新潟市の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

新潟市が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

新潟市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 新潟市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の 業務を執行する役員 のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 新潟市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 新潟市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係



る部分を市の公報に掲載すること等により行う。

- ④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(削除)

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

新潟市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ウ 農作業の効率化に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員

る部分を市の公報に掲載すること等により行う。

- ④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等)の働きかけ等を行う。

## 2 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事項

新潟市は、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行う。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

新潟市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ウ 農作業の効率化に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員

につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について新潟市の認定を受けることができる。

- ② 新潟市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 新潟市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を新潟市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 新潟市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等 若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について新潟市の認定を受けることができる。

- ② 新潟市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 新潟市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を新潟市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 新潟市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等 若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 新潟市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 新潟市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

(削除)

#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 新潟市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 新潟市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

##### (1) 農作業の受委託の促進

新潟市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性について普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

##### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、

### 3 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

新潟市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的な研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

##### ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農業普及指導センター、農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

##### イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、アグリパーク等の施設を活用し、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

##### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新潟市が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業者、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況を共有し、当該青年等の営農状況を把握しながら、支援を効率的かつ適切に行う。

##### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

##### ウ 経営力の向上に向けた支援

農業普及指導センターによる4Hクラブや、青年新規就農者ネットワークへの加入促進、農業協同組合

農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

新潟市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的な研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

### 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

##### ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農業普及指導センター、農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

##### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、アグリパーク等の施設を活用し、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

##### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新潟市が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業者、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況を共有し、当該青年等の営農状況を把握しながら、支援を効率的かつ適切に行う。

##### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

##### ウ 経営力の向上に向けた支援

農業普及指導センターによる4Hクラブや、青年新規就農者ネットワークへの加入促進、農業協同組合

等が運営する直売施設への出荷の促進，他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により，きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ，本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し，農業次世代人材投資事業や新規就農者確保・研修支援事業，青年等就農資金，経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め，確実な定着へと導く。さらに，青年等就農計画の達成が見込まれる者については，引き続き農業経営改善計画の策定を促し，認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはアグリパークや青年農業者等育成センター，技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等，就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センターや農業協同組合組織，新潟市認定農業者，指導農業士等，農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構等，各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

新潟市は，1から5までに掲げた事項の推進に当たっては，農業経営基盤の強化の促進に必要な，以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 新潟市は小杉地区(江南区)他13地区で実施している県営圃場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて，水田の大区画化を進めるとともに，効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 新潟市は，地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって，水稲作，転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 新潟市は，地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては，農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

新潟市は，農業委員会，農業普及指導センター，農業協同組合，土地改良区，農用地利用改善団体，その他の関係団体と連携しつつ，農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに，今後10年にわたり，第1，第3で掲げた目標や第2，第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について，各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また，このような長期行動計画と併せて，年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し，関係機関が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会，農業協同組合，土地改良区及び農地中間管理機構は，農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう，農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし，

等が運営する直売施設への出荷の促進，他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により，きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ，本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し，青年就農給付金や青年等就農資金，経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め，確実な定着へと導く。さらに，青年等就農計画の達成が見込まれる者については，引き続き農業経営改善計画の策定を促し，認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはアグリパークや青年農業者等育成センター，技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等，就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センターや農業協同組合組織，新潟市認定農業者，指導農業士等，農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構等，各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

新潟市は，1から6までに掲げた事項の推進に当たっては，農業経営基盤の強化の促進に必要な，以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 新潟市は満日地区(秋葉区)他11地区で実施している県営圃場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて，水田の大区画化を進めるとともに，効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 新潟市は，地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって，水稲作，転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 新潟市は，地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては，農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

新潟市は，農業委員会，農業普及指導センター，農業協同組合，土地改良区，農用地利用改善団体，農地利用集積円滑化団体，その他の関係団体と連携しつつ，農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに，今後10年にわたり，第1，第3で掲げた目標や第2，第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について，各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また，このような長期行動計画と併せて，年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し，関係機関が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会，農業協同組合，土地改良区，農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は，農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう，農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力す

市は、このような協力の推進に配慮する。

(削除)

るように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために、①農用地等の所有者から委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（以下「農地所有者代理事業」という。）、②農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）、③農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（以下「研修等事業」という。）の実施により、農地の効率的な利用に向け、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集積を促進する役割が求められる。

このため、新潟市は、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会等関係機関及び関係団体との間で調整を図り、農地利用集積円滑化事業の円滑な推進に向け、農地事情に精通した要員を有する等により、上記の役割を果たすことが出来る者を、農地利用集積円滑化団体として承認する。

なお、新潟市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化団体に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

農地利用集積円滑化事業の実施単位は、新潟市全域又は旧市町村、大字等の単位で区分した区域を基本とし、複数の農地利用集積円滑化団体がある場合には、事業実施区域の重複に配慮する。

なお、事業実施区域が重複する場合は、重複する互いの農地利用集積円滑化団体は、新潟市、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、県農業会議、農地中間管理機構等と適切に連携を図り、重複する地域における農用地の利用集積を図る上で支障が生じないように努める。

なお、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の内容

農地利用集積円滑化事業規程については、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して、次の事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

#### ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ 農用地等の所有者の委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

#### ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施区域に関する事項

⑤ 事業実施区域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

## (2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

① 新潟市は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行う公益社団法人新潟県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

② 新潟市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区は農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業等を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。なお、農地利用集積円滑化団体が農地所有者代理事業を行う場合には、農地中間管理機構への農地の貸付けを最優先に事業を行うよう配慮する。

## (3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、集積対象者の営農実施区域や面的集積の状況、対象地域における集積対象者の営農活動状況等を総合的に考慮し、認定農業者等や集落営農組織、農業再生協議会が策定する地域水田農業ビジョンに位置づけられている担い手及び人・農地プランの中心経営体を優先して集積を図るものとする。

## (4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地利用集積円滑化団体が(1)の①により農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理して行うことができる事務については、次に掲げるものとする。

① 農用地等の貸付け等の相手方の選定

② 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件の協議及び調整

③ 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等の契約の締結、変更、更新及び解除、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画の同意

④ その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項

なお、農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地等の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないものとする。

また、委任事務の範囲は上記事項を基本とするが、詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結するものとする。

## (5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡しの価格設定の基準について、買入れ価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(転用のために農用地を売却した者が、

その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定めるものとする。

農用地等の買入れ価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。農用地等の売渡し価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額(当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち本団体が負担した額を加えた額)を基準とし、当該農用地等につき、上記により算定される買入れ価格を勘案して定めるものとする。

農地の借受け、貸付け価格については、農業委員会が提供する、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を基準とする。

#### (6) 関係機関及び関係団体との連携

農地利用集積円滑化事業を行う者は、新潟市、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地中間管理機構等関係機関及び関係団体と連携し、農地利用集積円滑化事業を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地を集積し、農業経営の効率化を図る。

#### (7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

新潟市が農地利用集積円滑化事業規程を承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほか申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

① 新潟市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

ア 農地利用集積円滑化事業規程

イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあっては、定款

ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあっては、定款又は規約

② 新潟市は、農地利用集積円滑化事業規程については、次に掲げる基準をすべて満たす場合に承認する。

ア 基本構想に適合するものであること

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

キ エからカに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。



ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。

ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものと定められていること。

(ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

(イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く）の用に供する施設

(エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、ケの（ア）から（エ）に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものと定められていること。

③ 新潟市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。

④ 新潟市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を新潟市の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所

イ 農地利用集積円滑化事業の実施地域

ウ 農地利用集積円滑化事業の種類

エ その他必要な事項

⑤ 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止については、④に準じる。

#### (8) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

新潟市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告を求める。

なお、報告徴収した内容が①から④に該当する等、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

① 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

② 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

③ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、認定農業者等又は中心経営体が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等、農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合

④ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

## 第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附 則（平成 18 年新潟市公告第 503 号）  
この構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
- 附 則（平成 21 年新潟市公告第 270 号）  
この構想は、平成 21 年 7 月 31 日から施行する。
- 附 則（平成 22 年新潟市公告第 257 号）  
この構想は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 26 年新潟市公告第 482 号）  
この構想は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（令和 3 年新潟市公告第 号）  
この構想は、令和 3 年 月 日から施行する。

## 別紙 1（第 4 の 1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

## （9）農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

新潟市は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

- ① 農地利用集積円滑化団体が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき
- ② （8）による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ③ （8）による改善に必要な措置を講ずべきことの命令に違反したとき

## 第6 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附 則（平成 18 年新潟市公告第 503 号）  
この構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
- 附 則（平成 21 年新潟市公告第 270 号）  
この構想は、平成 21 年 7 月 31 日から施行する。
- 附 則（平成 22 年新潟市公告第 257 号）  
この構想は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 26 年新潟市公告第 482 号）  
この構想は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

**（追加）**

## 別紙 1（第 4 の 1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2（第 4 の 1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 利用権の存続期間は、3 年、6 年、10 年（農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。	1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもの で 定 め た 場 合 に は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促

別紙 2（第 4 の 1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 利用権の存続期間は、3 年、6 年、10 年（農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。	1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもの で 定 め た 場 合 に は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促

<p>れる場合には、上記の期間と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が、当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>い等を履行するものとする。</p>	<p>進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、新潟市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>	<p>れる場合には、上記の期間と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が、当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>い等を履行するものとする。</p>	<p>進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、新潟市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地にかわるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地にかわるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。